

電安炉技第13号

平成28年9月16日

原子力規制委員会 殿

所在地 広島県広島市中区小町4番33号

申請者名 中国電力株式会社

代表者 代表取締役社長執行役員 清水希茂

島根原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書

(1号, 2号及び3号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更)

本文の一部補正について

平成28年8月16日付け, 電安炉技第10号をもって申請しました島根原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書(1号, 2号及び3号発電用原子炉使用済燃料の処分の方法の変更)の本文を下記のとおり一部補正します。

記

島根原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書(1号, 2号及び3号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更)の本文を別添のとおり補正する。

以上

別添

本文の一部補正



頁	行	補正前	補正後
10	下1行～ 次頁上4行 の間	<p>原則とし、再処理されるまでの間、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>ただし、使用済燃料再処理等積立金の使用済燃料再処理機構に引き渡されるまでの間は、平成17年4月26日付けで許可を受けた記載を適用する。</p>	<p>原則とする。</p> <p>「再処理等拠出金法」に基づき使用済燃料再処理機構に使用済燃料再処理等積立金が引き渡されるまでの間又は拠出金を納付するまでの間は、当該積立金又は拠出金に係る使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>また、使用済燃料再処理等積立金が引き渡され又は拠出金を納付した後であっても、再処理事業者に引き渡されるまでの間は、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p>
11	下1行の次	(記載追加)	<p>ただし、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成17年4月26日付けで許可を受けた記載を適用する。</p>